

## 第1回川口市空家等対策協議会会議録

日 時 平成29年3月23日(木) 開会 午前 9時35分  
閉会 午前10時40分

会 場 川口市役所本庁舎別館2階 議会第1委員会室

出席者	会長	奥ノ木 信夫	
委員	松本 英彦	芝崎 正太	水島 有美
	山崎 由美子	斎藤 正也	岡村 瞳美
	金子 利夫	○樋野 公宏	杉浦 美奈
	(○副会長)		
	(欠席委員:高橋 明賢)		
事務局	技監兼都市計画部長	栗津 貴史	
	都市計画部次長兼住宅政策課長	筒井 肇	
	都市計画部次長都市計画課長	臼倉 則忠	
	建築安全課長	西尾 幸高	
	理財部次長兼税制課長	渡辺 洋一	
	保健衛生課長	小澤 賢二	
	廃棄物対策課長	笠井 達也	
	道路維持課長	酒井 昇	
	都市整備管理課長	新井 忠雄	
	消防局次長兼予防課長	榎原 義人	

### 1 開 会

事務局 「川口市空家等対策協議会条例」の規定に基づき、市長が会長となることを説明。

### 2 会長挨拶

事務局 条例の規定に基づき、議事の進行を会長にお願いする。

### 3 副会長選出 会長の指名により、樋野公宏委員が副会長に選出される。

### 4 副会長挨拶

### 5 委員挨拶

## 6 議 事

- 議 長 条例に基づき、本会議の成立について宣言する。  
議題（1）承認事項、川口市空家等対策協議会の運営に関し必要な事項について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料1に基づき説明する。
- 議 長 意見・質問等はあるか。
- 委 員 第4条の傍聴者が傍聴中に会議の内容をSNSにそのまま中継することが技術的に可能だが、どのような考え方。
- 事務局 会議の傍聴要領で、録音、撮影等は、禁止となっている。
- 議 長 他に意見・質問等がなければ、原案どおり承認させていただく。  
「川口市空家等対策協議会の運営に関する要綱」に基づき、傍聴希望者の確認をする。
- 事務局 傍聴希望者が1名いることを報告し、入室させる。
- 議 長 要綱の規定に基づき、議事録署名委員に松本委員と齋藤委員を指名する。議題（2）報告事項、①川口市空家等対策協議会について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料2に基づき説明する。
- 議 長 意見・質問等はあるか。  
特に意見・質問等がなければ、報告事項、②本市の空き家の現状とこれまでの取組について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料3～7に基づき説明する。
- 議 長 意見・質問等はあるか。
- 委 員 資料6で④相談を受け付けた空き家512戸、③特定空家等3戸となっている。特定空家等以外の509戸の対応はどのような状況か。
- 事務局 512戸のうち、市の指導により解体された空き家は100戸程度で

ある。草木の繁茂等についても改善解決している。未解決は180戸程度である。未解決については、所有者に通知を送付するなど定期的な指導を続けている。特定空家等3戸のうち、1戸は解体され、残り2戸は指導を続けている状態である。

委 員 資料6で新築2, 396戸とあるが、既存住宅を取り壊し建築したものか、農地転用して建築したものか、その内訳は分かるか。

事務局 分析をしていないため、分からぬ。

議 長 他に意見・質問等がなければ、報告事項、③本市の空き家の実態調査について事務局に説明を求める。

事務局 資料8～9に基づき説明する。

議 長 意見・質問等はあるか。

会 長 資料8で（5）何でも相談できる窓口とは。例えばどのような相談を受け付けるのか。

事務局 空き家に関する相続、リフォーム、売却等の相談をワンストップで行える窓口が理想ではないかと考えている。現状では、相談を受け、必要に応じ弁護士、建築士、宅建士等の専門家に繋いでいるが、必要なところに繋げることができれば、行政の目的は果たせていると考える。

副会長 資料8でアンケートは住宅の所有者に送ったとのことだが、正確には納税者に送付したということでよいか。

事務局 その通りである。

副会長 資料9で市が相談を受けた空き家339、ゼンリンの空き家候補1,697とあるが、両者に重複はなかったのか。

事務局 ゼンリンの空き家候補から市が相談を受けた空き家を引いた数が1,697である。

委 員 資料8の所有者の特定は固定資産税台帳に記載されている所有者で行っているのか。

- 事務局 所有者については、固定資産税台帳の所有者、納税管理人情報や建物、土地の登記謄本を取得し、調査している。また、所有者が死亡している場合は法定相続人についても調査している。
- 議長 他に意見・質問等がなければ、報告事項、④空家等対策計画の策定事例について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料10に基づき説明する。
- 議長 意見・質問等はあるか。
- 会長 計画は期間を定めるのか。
- 事務局 実現可能な期間を定めることとなる。
- 事務局 別添資料（P18～28）に基づき説明する。
- 会長 色々な事例や状況があるということが分かる。委員の皆様には会議の前に色々と予習をしていただくことが大変である。
- 事務局 別添資料については、次回の会議までに、改めてご覧いただきたい。
- 会長 他に意見・質問等はあるか。
- 委員 間雲に分析を進めるのではなく、まず川口市の現状を把握し、良い事例となる類似自治体と比較、参考しながら類型化して整理し、課題に優先順位を付ける方法を探るなど、分析の視点をはっきりすべきである。
- 事務局 分析は意見を踏まえつつこれから行う。
- 議長 他に意見・質問等がなければ、全ての審議が終了したため第1回川口市空家等対策協議会の終了を宣言する。

会議のてん末を証するため、川口市空家等対策協議会の運営に関する要綱第3条第2項の規定に基づき署名捺印する。

平成 29 年 4 月 12 日

署名委員

松本 茂彦

署名委員

齋藤 正也